平成22年八王子市公告第160号の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月27日

八王子市長 石 森 孝 志

改正後

第5競争入札参加資格の審査基準

- 6 市の基準による等級格付
- (1)下記の業種については第5の1から5に規 定する等級格付、順位(以下「共同格付」と いう。)のほかに市の基準による等級格付(以 下「独自格付」という。)を定める。

業種番号、業種名	等級区分
01 道路舗装工事	
02 橋りょう工事	
03 河川工事	ABCDの4等級。
04 水道施設工事	MDCD の4 等級。 順位は定めない。
05 下水道施設工事	
06 一般土木工事	
07 建築工事	
08 電気工事	
09 給排水衛生設備工事	<u>ABの2等級。</u>
<u>10 空調工事</u>	順位は定めない。
27 造園	

(2) 独自格付は別に定める八王子市指名競争 入札参加者指名基準に基づき、例年4月1日 現在で有効な該当業種に係る共同運営電子 調達サービス上の客観点によって決定する。

なお、4月1日現在に登録がない場合、該 当業種の独自格付は**最も下位の等級**とする。 独自格付は翌年4月1日に再格付を行うまで の期間、固定とする。

第5競争入札参加資格の審査基準

- 6 市の基準による等級格付
- (1)下記の業種については第5の1から5に規 定する等級格付、順位(以下「共同格付」と いう。)のほかに市の基準による等級格付(以 下「独自格付」という。)を定める。

改正前

業種番号、業種名	等級区分
01 道路舗装工事	ABCD の 4 等級。 順位は定めない。
02 橋りょう工事	
03 河川工事	
04 水道施設工事	
05 下水道施設工事	
06 一般土木工事	
07 建築工事	
08 電気工事	
09 給排水衛生設備工事	
<u>10 空調工事</u>	
27 造園	

(2) 独自格付は別に定める八王子市指名競争 入札参加者指名基準に基づき、例年4月1日 現在で有効な該当業種に係る共同運営電子調 達サービス上の客観点によって決定する。

なお、4月1日現在に登録がない場合、該 当業種の独自格付は**D**とする。独自格付は翌 年4月1日に再格付を行うまでの期間、固定 とする。

> 問い合わせ先 財務部契約課(小林) 電話 042-620-7216